

ID: 0527

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観協定の廃止の認可		
法令名称 根拠条項	景観法 第88条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第88条第1項の規定による。 (景観協定の廃止) 第88条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第81条第4項又は第84条第1項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 ○長門市景観条例 (景観協定) 第28条 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その内容が規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを景観協定として認可することができる。 3 市長は、前項の規定による認可をしたときは、その旨を通知するものとする。 4 前2項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更及び法第88条第1項の規定による景観協定の廃止について準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	年 月 日